未着手隅切りの対応について

【検討の対象】

検討対象※は、原則として以下の２種類とする。

※「在り方に関する基本方針」の変更予定路線とした箇所以外を対象とする。

※ 国道は対象外とする。

①完成している都市計画道路と、完成している都市計画道路との交差点部での未着手の隅切り

②完成している都市計画道路と、都市計画に定められていない道路との交差点部での未着手の隅切り

⇒つまり本線部は完成している

【方向性】

方向性は、原則※として以下のとおりとする。

- 都市計画変更（整理ができたものから順次手続を実施）

道路構造条例等における一般的な標準値を充足しているもの。

「平面交差の計画と設計 基礎編」の計算値による隅切り長を充足しているもの。

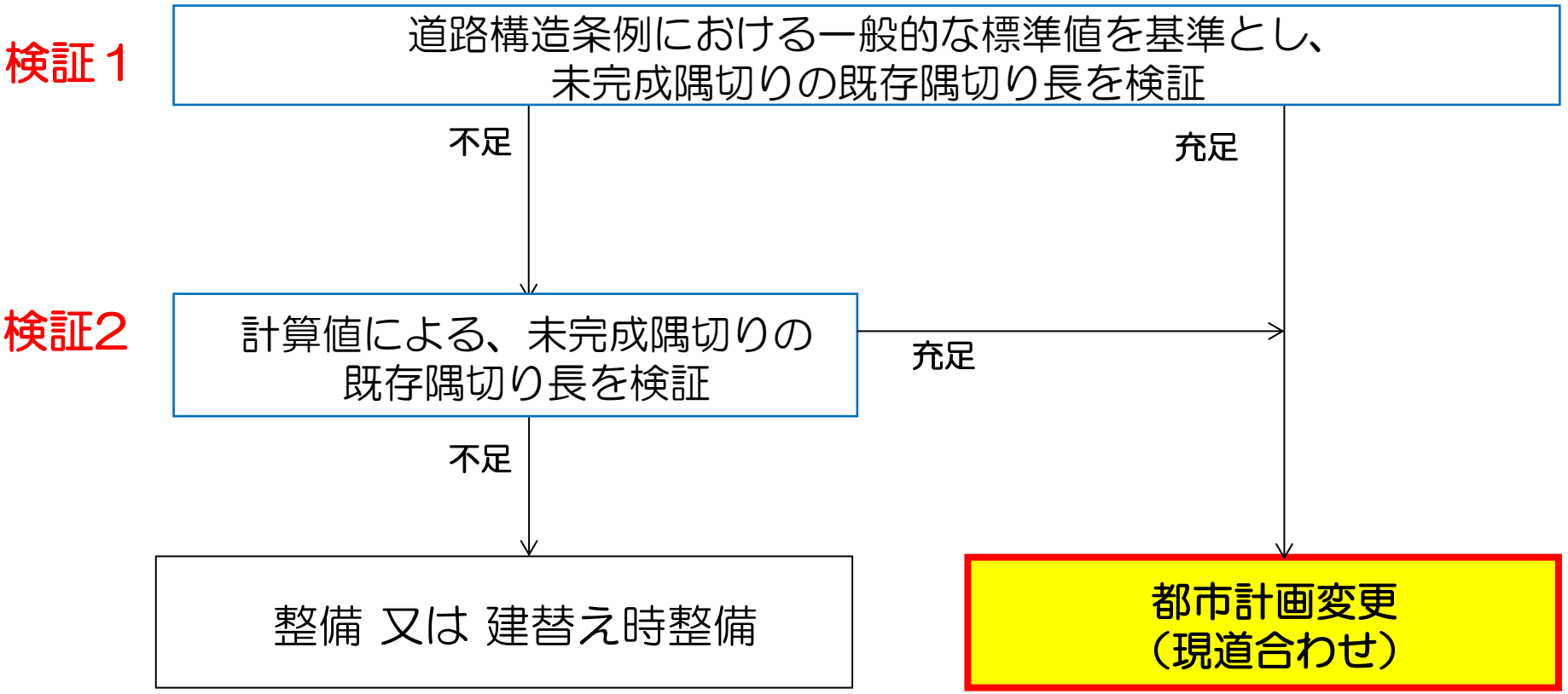
- 整備実施（地権者との協議により整備時期を調整）

上記以外の隅切りについては、整備もしくは建物建替え時に整備する。

※関係者との協議によってはこの限りではない

未着手隅切りの対応について

□ 道路構造条例等による検証１及び検証２を行った上で、整備又は建替え時整備もしくは都市計画変更（現道合わせ）かを判断する。



※都市計画変更をする場合は用途地域・日影規制の検証が必要